

議第七十六号

岐阜県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

令和六年三月三十一日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、その承認を求めらる。

令和六年五月八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の二を削る。

附則第六条の三中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第七条第二項及び第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「第三条の二の十七第一項」を「第三条の二の十八第一項」に改め、同項第二号イ中「第三条の二の十七第二項」を「第三条の二の十八第二項」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第七条第二十四項」を「第七条第二十三項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十四項を「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十六項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項中「第七条第二十五項」を「第七条第二十四項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第七条の二第一項、附則第七条の五第一項及び第三項並びに附則第十二条の四第一項及び第五項から第七項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十六条及び附則第十六条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例(昭和二十七年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「軍人用販売機関等」の下に「(次項において「合衆国軍隊の構成員等」という。)」を、「種別割は」の下に「、県税条例で定める普通徴収の方法によるほか」を加え、同条に次の一項を加える。

2 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条第一項に規定する新規登録(以下「新規登録」という。)の申請があつた合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車について県税条例第七十七条第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収について

は、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

第三条第一項中「第二条」を「県の発行する証紙をもつて第二条」に、「の納税義務者」を「を払い込む場合は、納税義務者」に、「四月一日後」を「賦課期日後翌年二月末日までの間」に改め、「県の発行する」及び「当該自動車税の種別割を」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「証紙」の下に「又は別記第三号様式の自動車税種別割納税義務発生申告書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該納税義務者は、別記第三号様式の自動車税種別割納税義務発生申告書に、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後別記第二号様式の検印を受けることにより、別記第一号様式の証紙に代えることができる。

第四条第一項中「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条第一項に規定する」を削り、「、同法」を「、道路運送車両法」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

##### （不動産取得税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。